

○東京藝術大学職員期末手当及び勤勉手当支給細則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成17年4月1日	平成18年3月31日
	平成19年3月28日	平成20年3月21日
	平成21年6月25日	平成21年12月1日
	平成22年3月30日	平成22年12月1日
	平成23年3月29日	平成24年6月29日
	平成25年10月24日	平成26年12月1日
	平成27年3月27日	平成28年3月3日
	平成28年3月24日	平成29年1月19日
	平成30年3月15日	平成31年3月20日
	令和2年3月26日	

(総則)

第1条 東京藝術大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第36条及び同規則第37条による期末手当及び勤勉手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(期末手当に係る在職期間)

第2条 給与規則第36条第2項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、当該在職期間のうち、東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第21条に定める短時間勤務制を適用した期間（以下「短時間勤務制適用期間」という。）については、当該適用をした職員（以下「短時間勤務制職員」という。）が、短時間勤務制適用期間に1週間当たりの勤務時間を減じた時間数を同規則第3条に定める所定勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）で除した期間を除算した期間とする。

- (1) 東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第14条第1項第7号に規定する休職の期間については、その全期間
- (2) 就業規則第43条第1項第3号に規定する停職の期間については、その全期間
- (3) 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）及び給与規則第36条第3項第1号へに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 休職にされていた期間（第1号及び次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間

イ 給与規則第20条第1項及び同条第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 本学の教授、准教授、講師及び助教のうち深く専門の学芸を教授することを職務とする者の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち、当該休職にされた職員の当該共同研究等（国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究をいう。以下同じ。）に係る業務への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであるもの（以下「共同研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当

該基準日) 以前6箇月以内の期間に限る。)

2 前項第4号ロの規定は、次に掲げる期間を除くものとする。

- (1) 本学以外から当該期間に係る期末手当及び期末勤勉手当が支給される場合の当該休職の期間
- (2) 前項第1号及び同項第2号に掲げる期間に相当する期間
- (3) 育児休業の期間又は休職(前項第4号イに掲げる期間を除く。)の期間に相当する期間

第3条 基準日以前6箇月以内の期間において、国の機関又は他の法人等の職員(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)又は東京藝術大学非常勤職員規則第2条に規定する日々雇用職員が引き続き給与規則の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を給与規則第36条第2項に規定する在職期間に算入する。

2 前項の期間の算定については、前条の規定を準用する。

(期末手当等の支給を受ける職員の退職の取扱い)

第4条 基準日前1箇月以内において給与規則の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について給与規則第36条第3項第2号の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

2 前項の規定は、給与規則第37条第3項において準用する。

(役職段階別加算額の加算割合)

第5条 給与規則第36条第2項の別に定める職員は、それぞれ次に掲げる職員とする。

- (1) 一般職俸給表(二)の職務の級3級の職員のうち、基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において、当該級に引き続き1年以上在職した用務員等で基準日現在の経験年数が40年(中学卒)以上の者
- (2) 教育職俸給表(一)の職務の級5級の職員のうち、次に掲げる者
 - イ 学部長、映像研究科長、国際芸術創造研究科長及び附属図書館長(以下「部局長」という。)
 - ロ ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者
 - ハ イ又はロに該当する者の他、学長が指定する者
- (3) 教育職俸給表(一)の職務の級4級の職員のうち、次に掲げる者
 - イ 教授である者(ただし、経験年数の不足により4級に格付けされた教授に限る。)
 - ロ ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者
 - ハ イ又はロに該当する者の他、学長が指定する者
- (4) 教育職俸給表(一)の職務の級2級の職員のうち基準日現在の経験年数が4年制大学卒業後7年以上である者

- (5) 教育職俸給表（二）の職務の級2級の職員のうち加算割合が100分の5となる者は、基準日現在の経験年数が4年制大学卒業後12年以上である者
- (6) 教育職俸給表（二）の職務の級2級の職員のうち加算割合が100分の10となる者は、基準日現在の経験年数が4年制大学卒業後30年以上である者
- (7) 医療職俸給表の職務の級2級の職員のうち基準日現在の経験年数が3年制短期大学卒業後15年以上である者

2 前項第3号から第6号までに規定する学歴免許等より下位の学歴免許等の資格を有する者については、基準となる学歴免許等を取得するまでの標準的な修業年数を経験年数から減じて、前項第3号から第6号までの規定を適用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第6条 第3条第1項の適用を受ける者が引き続き給与規則の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、給与規則第36条第4項及び同規則第6項に規定する在職期間とみなす。

2 前項の規定は、給与規則第37条第4項において準用する。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第7条 給与規則第37条第2項に規定する勤務期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。ただし、当該勤務期間のうち、短時間勤務制適用期間については、短時間勤務制職員が、短時間勤務制適用期間に1週間当たりの勤務時間を減じた時間数を所定勤務時間で除した期間を除算した期間とする。

- (1) 就業規則第43条第1項第3号に規定する停職の期間
- (2) 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員及び給与規則第36条第3項第1号へに掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（第2条第4号に掲げる期間を除く。）
- (4) 給与規則第21条第1項の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病、派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規則第15条及び第17条に規定する週休日並びに休日（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務時間等規則第26条第1項に規定する病気休暇の期間及び東京藝術大学安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）第36条に規定する就業禁止の期間。
（安全衛生管理規則第35条に規定する事後措置としての軽勤務のための病気休暇及び勤務時間等規則第26条第2項に規定する生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についての病気休暇はこれに含まれない。）
- (6) 勤務時間等規則第32条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 東京藝術大学職員の介護休業等に関する規則第4条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 東京藝術大学職員の育児休業等に関する規則第15条の規定による部分休業の

承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第8条 第3条第1項の規定は、給与規則第37条第2項に規定する勤務期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条に掲げる期間に相当する期間を除算する。
(勤勉手当の成績率)

第9条 給与規則第37条第2項の別に定める割合(以下「成績率」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、表に掲げる割合の範囲内で、当該職員の基準日前6箇月以内の期間における勤務成績を判定するに足りる事実を考慮の上、当該職員が次の各号の表に掲げる成績のいずれに該当するかに応じ、学長が定める。

(1) 特定管理職員以外の職員(第4号の職員を除く。)

勤務成績	成績率
イ 特に優秀	100分の115以上100分の190以下
ロ 優秀	100分の103.5以上100分の115未満
ハ 良好	100分の92
ニ 良好でない	100分の92未満

(2) 特定管理職員(第5号の職員を除く。)

勤務成績	成績率
イ 特に優秀	100分の139以上100分の230以下
ロ 優秀	100分の124.5以上100分の139未満
ハ 良好	100分の112
ニ 良好でない	100分の112未満

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員(第6号の職員を除く。)

勤務成績	成績率
イ 優秀	100分の108.5以上100分の200以下
ロ 良好	100分の95
ハ 良好でない	100分の95未満

(4) 再任用職員のうち特定管理職員以外の職員

勤務成績	成績率
イ 優秀	100分の49.5以上
ロ 良好	100分の46
ハ 良好でない	100分の46未満

(5) 再任用職員のうち特定管理職員

勤務成績	成績率
イ 優秀	100分の59.5以上

ロ 良好	100分の56
ハ 良好でない	100分の56未満

(6) 再任用職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員

勤務成績	成績率
イ 優秀	100分の52以上
ロ 良好	100分の48.5
ハ 良好でない	100分の48.5未満

2 前項第1号及び第4号における勤務成績が「良好でない」場合は、特定幹部職員以外の職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、基準日以前6箇月以内の期間において、表に掲げる懲戒処分等の種類に対応する成績率を基本として、学長が定めるものとする。

(1) 特定管理職員以外の職員（第2号の職員を除く。）

懲戒処分等の種類	成績率
停職	100分の39以下
減給	100分の49.5以下
戒告	100分の60以下
訓告、嚴重注意、注意、正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の92未満

(2) 再任用職員のうち特定管理職員以外の職員

懲戒処分等の種類	成績率
停職	100分の21.5以下
減給	100分の27以下
戒告	100分の32以下
訓告、嚴重注意、注意、正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の46未満

3 第1項第2号及び第5号における勤務成績が「良好でない」場合は、特定管理職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、基準日以前6箇月以内の期間において、表に掲げる懲戒処分等の種類に対応する成績率の範囲内で学長が定めるものとする。

(1) 特定管理職員（第2号の職員を除く。）

懲戒処分等の種類	成績率
イ 停職	100分の32.5以下

ロ 減給	100分の53以下
ハ 戒告	100分の75以下
ニ 訓告、嚴重注意又は注意	100分の75超 100分の90.5未満
ホ 正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の112未満

(2) 再任用職員の特定制管理職員

懲戒処分等の種類	成績率
イ 停職	100分の16以下
ロ 減給	100分の26.5以下
ハ 戒告	100分の37以下
ニ 訓告、嚴重注意又は注意	100分の37超 100分の47.5未満
ホ 正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の56未満

- 4 第1項第3号及び第6号における勤務成績が「良好でない」場合は、指定職俸給表の適用を受ける職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、基準日以前6箇月以内の期間において、表に掲げる懲戒処分等の種類に対応する成績率の範囲内で学長が定めるものとする。

(1) 指定職俸給表の適用を受ける職員（第2号の職員を除く。）

懲戒処分等の種類	成績率
イ 停職	100分の21以下
ロ 減給	100分の42以下
ハ 戒告	100分の62以下
ニ 訓告、嚴重注意又は注意	100分の62超 100分の77.5未満
ホ 正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の95未満

(2) 再任用職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員

懲戒処分等の種類	成績率
イ 停職	100分の15以下
ロ 減給	100分の25以下
ハ 戒告	100分の35以下

ニ 訓告、嚴重注意又は注意	100分の35超 100分の45未満
ホ 正当な理由なく勤務を欠いた場合又は成績不良	100分の48.5未満

(端数計算)

第10条 給与規則第36条第2項の地域手当及び期末手当基礎額並びに同規則第37条第2項の地域手当及び勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長がその都度定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」とあるのは「100分の87以上100分の140以下」と、「100分の82.5以上100分の93未満」とあるのは「100分の77以上100分の87未満」と、「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、同条第1項第2号中「100分の119以上100分の190以下」とあるのは「100分の106以上100分の170以下」と、「100分の105.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の94以上100分の106未満」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の82未満」と、同条第1項第3号中「100分の92以上100分の170以下」とあるのは「100分の80.5以上100分の150以下」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」と、同条第1項第4号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」と、同条第1項第5号中「100分の45超」とあるのは「100分の40超」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」と、同条第1項第6号中「100分の45超」

とあるのは「100分の40超」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」と、同条第2項第1号中「100分の36以下」とあるのは「100分の33.5以下」と、「100分の46以下」とあるのは「100分の43以下」と、「100分の56以下」とあるのは「100分の52以下」と、「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、同条第2項第2号中「100分の20以下」とあるのは「100分17以下」と、「100分の25以下」とあるのは「100分の21.5以下」と、「100分の30以下」とあるのは「100分の25.5以下」と、「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」と、同条第3項第1号中「100分の31以下」とあるのは「100分の27.5以下」と、「100分の51以下」とあるのは「100分の45.5以下」と、「100分の71以下」とあるのは「100分の63.5以下」と、「100分の71超100分の86未満」とあるのは「100分の63.5超100分の76.5未満」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の82未満」と、同条第3項第2号中「100分の15以下」とあるのは「100分の13.5以下」と、「100分の25以下」とあるのは「100分の21.5以下」と、「100分の35以下」とあるのは「100分の31以下」と、「100分の35超100分の45未満」とあるのは「100分の31超100分の40未満」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」と、同条第4項第1号中「100分の20以下」とあるのは「100分の17.5以下」と、「100分の40以下」とあるのは「100分の35以下」と、「100分の60以下」とあるのは「100分の52.5以下」と、「100分の60超100分の75未満」とあるのは「100分の52.5超100分の65.5未満」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」と、同条第4項第2号中「100分の15以下」とあるのは「100分の13.5以下」と、「100分の25以下」とあるのは「100分の22以下」と、「100分の35以下」とあるのは「100分の31以下」と、「100分の35超100分の45未満」とあるのは「100分の31超100分の40未満」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」とする。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月19日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年3月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中、「100分の110以上100分の180以下」とあるのは「100分の120以上100分の200以下」と、「100分の98.5以上100分の110未満」とあるのは「100分の108.5以上100分の120未満」と、「100分の87」とあるのは「100分の97」と、「100分の87未満」とあるのは「100分の97未満」と、同条第1項第2号中、「100分の134以上100分の220以下」とあるのは、「100分の144以上100分の240以下」と、「100分の119.5以上100分の134未満」とあるのは「100分の129.5以上100分の144未満」と、「100分の107」とあるのは「100分の117」と、「100分の107未満」とあるのは「100分の117未満」と、同条第1項第3号中、「100分の103.5以上100分の190以下」とあるのは「100分の113.5以上100分の210以下」と、「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の90未満」とあるのは「100分の100未満」と、同条第1項第4号中、「100分の44.5超」とあるのは「100分の54.5超」と、「100分の41」とあるのは「100分の51」と、「100分の41未満」とあるのは「100分の51未満」と、同条第1項第5号中、「100分の54.5超」とあるのは「100分の64.5超」と「100分の51」とあるのは「100分の61」と、「100分の51未満」とあるのは「100分の61未満」と、同条第2項第1号中、「100分の87未満」とあるのは「100分の97未満」と、同条第2項第2号中、「100分41未満」とあるのは「100分の51未満」と、同条第3項第1号中、「100分の107未満」とあるのは「100分の117未満」と、同条第3項第2号中「100分の51未満」とあるのは「100分の61未満」と、同条第4項第1号中、「100分の90未満」とあるのは「100分の100未満」とする。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中、「100分の115以上100分の190以下」とあるのは「100分の120以上100分の200以下」と、「100分の103.5以上100分の115未満」とあるのは「100分の108.5以上100分の120未満」と、「100分の92」とあるのは「100分の97」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の97未満」と、同条第1項第2号中、「100分の139以上100分の230以下」とあるのは、「100分の144以上100分の240以下」と、「100分の124.5以上100分の139未満」とあるのは「100分の129.5以上100分の144未満」と、「100分の112」とあるのは「100分の117」と、「100分の112未満」とあるのは「100分の117未満」と、同条第1項第3号中、「100分の108.5以上100分の200以下」とあるのは「100分の113.5以上100分の210以下」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の95未満」とあるのは「100分の100未

満」と、同条第1項第4号中、「100分の49.5以上」とあるのは「100分の54.5以上」と、「100分の46」とあるのは「100分の51」と、「100分の46未満」とあるのは「100分の51未満」と、同条第1項第5号中、「100分の59.5以上」とあるのは「100分の64.5以上」と「100分の56」とあるのは「100分の61」と、「100分の56未満」とあるのは「100分の61未満」と、同条第2項第1号中、「100分の92未満」とあるのは「100分の97未満」と、同条第2項第2号中、「100分の46未満」とあるのは「100分の51未満」と、同条第3項第1号中、「100分の112未満」とあるのは「100分の117未満」と、同条第3項第2号中「100分の56未満」とあるのは「100分の61未満」と、同条第4項第1号中、「100分の95未満」とあるのは「100分の100未満」とする。